

老人保健施設リバティ博愛
指定（介護予防）通所リハビリテーション

運 営 規 程

社会福祉法人 博愛会

老人保健施設リバティ博愛
指定（介護予防）通所リハビリテーション

運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会が設置運営している老人保健施設リバティ博愛における、(介護予防) 通所リハビリテーション事業の運営及び利用に関する必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2. (介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努める。
3. 事業を運営するに当たっては、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の福祉・保健・医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。
4. 事業の実施に当たっては、「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年和歌山県条例第65号) 及び「和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年和歌山県条例第66号) を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 老人保健施設リバティ博愛 指定（介護予防）通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）

(2) 所在地 和歌山県御坊市名田町野島 1 番地 9

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、人数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、人数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

(1) 管理者 1人

事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医 師 1人以上

利用者の医療及び保健衛生に関する業務に従事する。

(3) 従業者 2人以上

従業者は介護の提供等にあたる。

※従業者とは理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師又は介護職員をいう。

(勤務体制の確保等)

第5条 利用者に対し、適切な（介護予防）通所リハビリテーションサービスを提供できるよう、看護職員、介護職員等の月毎の勤務表を作成し、これを定める。

2. 事業所の職員によって、(介護予防) 通所リハビリテーションサービスを提供するものとする。

3. 事業所の看護職員、介護職員等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を確保する。

(1) 新任研修 採用後 6か月間 (毎月 2回)

(2) 継続研修 年 12 回 (毎月 1 回)

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする

但し、1月1日から1月3日までを除く

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分

但し、家庭の状況により、利用者の選定に係る通常要する時間を超えて（介護予防）通所リハビリテーションのサービスを行う場合は必要に応じて時間延長できる。

第4章 指定（介護予防）通所リハビリテーションの利用定員

（利用定員）

第7条 事業所の（介護予防）通所リハビリテーションのサービスを提供する定員は40名とする。

（定員の遵守）

第8条 事業所は、前条の利用定員を超えて（介護予防）通所リハビリテーションのサービスの提供を行ってはならない。

第5章 （介護予防）通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用

（（介護予防）通所リハビリテーションの取扱方針）

第9条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行うものとする。

2. 医師の指示及び（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
3. 事業所の職員は、（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供に当たっては、親切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
4. 常に利用者の症状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
5. 事業者は、自らその提供する（介護予防）通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（（介護予防）通所リハビリテーションの計画の作成）

第10条 事業所の医師等の職員は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等

を記載した（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成する。

2. 事業所の医師等の職員は、それぞれの利用者に応じた（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し内容等について説明を行う。
3. （介護予防）通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
4. 事業所の医師等の職員は、それぞれの利用者について、（介護予防）通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価をカルテに記載する。

（（介護予防）通所リハビリテーションの内容）

第11条 （介護予防）通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 理学療法、その他必要な機能訓練
- (2) 健康チェック
- (3) 適切な方法による入浴サービス
- (4) 利用者の栄養等を考慮した給食サービス
- (5) 相談・援助等の生活指導・レクリエーション
- (6) 移動や排泄の介助
- (7) 送迎サービス

（利用料等の受領）

第12条 （介護予防）通所リハビリテーションに係る利用料、その他の費用は次のとおりとする。

- (1) 法定代理受領サービスに該当する（介護予防）通所リハビリテーションサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める基準により算定した居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から、事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除した額（当該利用者の負担割合証に記載された割数の額）の支払いを受けるものとする。
- (2) 法定代理受領サービスに該当しない（介護予防）通所リハビリテーションサービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料については、厚生労働大臣が定める基準額とする。
- (3) 前各号の支払いを受ける額の他、次のいずれかに該当する場合は、その費用の支払いを受けるものとする。費用等については、別途これを定める

ものとする。

- (ア) 通常の事業実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。
 - (イ) 利用者の家族の出迎え等の都合で、(介護予防) 通所リハビリテーション終了後も利用するサービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用
 - (ウ) 食材料費
 - (エ) おむつ代
 - (オ) 通常必要と思われる日常生活上の便宜の提供に係る費用であってあらかじめ利用者又はその家族に対し、サービスの説明を行い、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。
- (4) 前号に該当する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用についての説明を行い、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 法定代理受領サービスに該当しない(介護予防) 通所リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した(介護予防) 通所リハビリテーションの内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

(事業の実施地域)

第14条 事業所の通常の事業を実施する地域は次のとおりとする。

- (1) 御坊市
- (2) 印南町
- (3) 美浜町
- (4) 日高町
- (5) 日高川町
- (6) 由良町

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第15条 利用者は、(介護予防) 通所リハビリテーションの提供を受けるため、事業所の施設及び設備等を使用するに当たっては、理学療法士、看護・介護職

員等の指示指導に従い事故防止に努めなければならない。

第7章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第16条 (介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他利用申込者の選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第17条 (介護予防)通所リハビリテーションの利用申込みがあった場合は、正当な理由なく当該サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供が困難な時の対応)

第18条 事業所の通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な(介護予防)通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の(介護予防)通所リハビリテーション事業所等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第19条 (介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供を求められた場合は、その利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び認定区分、有効期間を確かめるものとする。

2. 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、この意見に配慮して、(介護予防)通所リハビリテーションサービスを提供するように努める。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第20条 (介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供の開始に際し、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2. 居宅介護支援が利用者に対しておこなわれていない等の場合であって必要

と認めるときは、要介護認定等の更新が遅くとも利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前には出来るよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況、病歴の把握)

第21条 (介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その他置かれている環境、他の福祉・保健・医療サービスの利用状況等を把握するよう努める。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第22条 (介護予防) 通所リハビリテーションサービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者及び福祉・保健・医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2. (介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報並びに福祉・保健・医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第23条 居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第24条 (介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条の各号のいずれかに該当しないときは利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を居宅介護支援事業所に依頼する旨を市町村に対して届け出こと等により、(介護予防) 通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業所に関する情報の提供、他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(居宅サービスに沿ったサービス提供)

第25条 利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、

当該計画に沿った（介護予防）通所リハビリテーションサービスを提供するものとする。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第26条 利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡その他必要な援助を行うものとする。

（サービス提供の記録）

第27条 （介護予防）通所リハビリテーションを提供した際には、当該サービスの提供日、内容及び法定代理受領サービスに係る介護保険から支払われる報酬等、その他必要事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票に記載するものとする。

（健康手帳への記載）

第28条 提供した（介護予防）通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の所定の箇所に必要な事項を記載する。但し、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

（利用者に関する市町村への通知）

第29条 （介護予防）通所リハビリテーションを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

2. 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

第8章 緊急時の等における対応方法

（緊急時の対応）

第30条 事業所の職員は、（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供を行っているとき、利用者に症状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに事業所の医師又は主治医に連絡を行う等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 管理者は、施設の消防計画に則り、火災、地震、水害その他の非常災害の防止に努めるものとする。

2. 管理者は、施設における防火管理者を定める。
3. 防火管理者は、非常災害に関する訓練等の具体的な計画を作成するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第10章 その他の施設の運営に関する重要事項

(設備等に関する基準)

第33条 事業所は、食堂、機能訓練室、機器及び器具等（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えるものとし、設備に関する基準については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第112条第1項3号に規定するところによる。

(衛生管理等)

第34条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に使用する水について、衛生的な管理に努め、必要に応じ保健所の助言、指導を求め、密接な連携を図るとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2. 施設において感染症が発生しないよう万全を期すとともに、発生した場合は、まん延しないよう必要な措置を講じるものとする。
3. 空調設備等により施設内の適温の確保に努める。
4. 職員は、労働安全衛星規則第50条又は地方公共団体の実施する方法に従つて健康診断を行うものとする。

5. 調理業務に従事する職員は、定期的に検便を行うものとする。

(掲示)

第35条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

(情報の保護等)

第36条 (介護予防) 通所リハビリテーションに従事する職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らしてはならないものとし、その職員が退職した後も同様とする。

2. 居宅介護支援事業者等に対し又はサービス担当者会議等において、利用者に関する個人情報を提供する場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を提供する場合には、当該家族の同意を、あらかじめ文書および口頭により得るものとする。

(苦情処理)

第37条 提供した(介護予防) 通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2. 提供した(介護予防) 通所リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

3. 提供した(介護予防) 通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(会計区分)

第38条 (介護予防) 通所リハビリテーションの事業会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第39条 職員、施設及び会計に関する諸記録等を整備保管する。

2. 利用者に対する(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供に関する

る次の諸記録等を整備しておくとともに、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) (介護予防) 通所リハビリテーションに関する記録

(ア) (介護予防) 通所リハビリテーション計画書

(イ) 診療記録、その他の提出した個々の指定 (介護予防) 通所リハビリテーションに係る記録

(ウ) その他の記録

(2) 利用者に関する市町村への通知に係る記録

(虐待の防止等)

第40条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について事業所職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 事業所職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の適正化)

第41条 (介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他)

第42条 この規定に定めのない事項並びに解釈に疑義が生じたときは、管理者に報告し、管理者は社会福祉法人博愛会理事長との協議に基づき、その処理に関して指示又は承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。